

特記仕様書

(適用)

第1条

本仕様書は、令和8年度 内場ダム外1ダム 放流設備等保守点検業務 に適用する。

(業務内容)

第2条

1 受託者は、別表の設備について本特記仕様書に基づき点検・整備（以下「通常点検」という。）を行い、また第18条に示す緊急対応を行うものとする。

なお、軽微な障害修理については点検・整備の範囲に含まれるものとする。

2 本業務の通常点検における点検回数は、各ダムにおいて年1回を想定しており、障害時等の対応（オンコール対応）については、各ダムにおいて年1回を想定している。

(履行期間)

第3条

本業務の業務期間は契約日から令和9年3月31日までとする。

通常点検業務は原則として夜間、休日、祝祭日等の作業は行わないこととするが、やむを得ず作業を実施する必要があり委託者が認めた場合及び緊急時対応のため委託者からの指示がある場合には、前記に関わらず業務を行うものとする。

(履行管理)

第4条

立会を要する項目は、別途調査職員の指示によるものとする。

(点検対象設備)

第5条

点検対象設備は、別表に示すものとする。

(点検実施時期)

第6条

各設備の点検は、ダムの水位、洪水や利水の状況を考慮した適切な時期に点検するものとし、業務計画書に記載する。ただし、別表に示す施設の区分を最小の単位として一連の点検作業で行うこととする。

(点検項目)

第7条

各設備の点検項目は、「ゲート点検・整備要領(案)」の年点検に該当する項目とし、事前に提出する業務計画書に記載することとする。

上記に示されていない項目であっても、機能確認上必要不可欠であると思われるものについては、これを充足するものとする。

(点検要領)

第8条

点検要領は、下記の基準等に準じて行うものとする。これらの基準等は、契約時点における最新のものを用いなければならない。

ゲート点検・整備要領(案)

ダム・堰施設等技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)

ダム・堰施設検査要領(案)(同解説)

(点検作業)

第9条

設備の試運転は、全開・全閉操作を行うものとするが、水位条件により周辺への影響が予想される場合は、調査職員と協議の上で決定する。

(規格値)

第10条

点検により測定した値の規格値は、完成図書の試験成績書に示す値とする。なお、完成図書に定めのない規格値については、ゲート点検・整備要領(案)によるほか、調査職員と協議の上で決定する。

(点検記録)

第11条

設備の回転数、電圧値などの記録を整理するとともに、修繕案と概算費用をとりまとめ、調査職員に提出するものとする。燃料油、オイル、グリスなどについて、在庫調査を実施し、結果をとりまとめることとする。

(写真管理)

第12条

不具合箇所の写真については、小黒板なしの写真も撮影するものとする。

(点検結果の報告)

第13条

点検結果は翌週までに記録表にて報告するものとする。ただし、重大な故障等を発見した場合は、迅速に調査職員に報告するものとする。

(日報の整備)

第14条

業務の実施にあたっては、日報等を整備し、調査職員より申し出があったときは、速やかに提出しなければならない。

(保証等)

第15条

本業務の実施にあたっては、対象設備について十分熟知した上で行うものとし、必要であれば対象設備の設置者に確認を行うよう日頃より努めるものとする。

本業務の実施中に受託者の責に帰すべき事由により事故及び障害が発生した場合は、受託者の責任において対処するものとする。

(疑義)

第16条

本特記仕様書における疑義及び記載なき事項については、委託者と受託者で協議するものとする。

本業務の実施にあたって、疑義を生じた場合は、その都度遅滞なく調査職員に報告し、協議しなければならない。報告を怠って履行したことにより障害が発生した場合は、受託者の責任において対処するものとする。

(結果の引継ぎ)

第17条

本業務終了後、委託者から本業務に関する問合せを受けた場合は、受託者は誠実にこれに協力するものとする。

(緊急対応)

第18条

ダム施設に突発的な故障、及び損傷等が生じた場合は、下記のとおり対応するものとする。

- 1 受託者は、24時間の連絡体制を確立し、委託者に報告すること。
- 2 異常気象時に、高松土木事務所長が指定する場所で待機が可能な技術者を配置すること。
- 3 受託者は、委託者からの指示等により、速やかに現地に向かい調査を行うこと。調査後、直ちに委託者に内容を報告するとともに、受託者と協議のうえ応急復旧作業を行うものとする。また、応急対応後1週間以内にその内容の報告書を委託者に提出するものとする。
- 4 応急復旧作業や、軽微な部品の交換等で対応が困難な故障、又は機器設置時の瑕疵によるものと判明した場合においても、可能な限り原因調査を行い、速やかに委託者と協議を行い後の対応について協議するものとする。

別表 (内場ダム)

施設名	施設の区分
洪水吐きゲート	クレストローラゲート (ワイヤロープウインチ式 1M1D運転) 2門
利水放流設備	ホロージェットバルブΦ950 1門
	スライドバルブΦ950 1門
	ジェットフローゲートΦ350 1門
	スルースバルブΦ350 1門
	ジェットフローゲートΦ250 1門
	スルースバルブΦ250 1門

別表 (椀川ダム)

施設名	施設の区分
試験湛水用設備	試験湛水ゲート撤去・再設置 1式
利水放流設備	ジェットフローゲートΦ600 1門
	高圧スライドゲートΦ600 1門
	ジェットフローゲートΦ150 1門
	高圧スライドゲートΦ150 1門
	パイプライン用水水槽設備 1式
	流量計 3基

(※) 試験湛水ゲートは、洪水期(7月11日～10月31日)に、設置された状態とし、設置作業日等は調査職員と協議の上で決定する。